

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は福島市役所建設部路政課において2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月23日

福島市長 木幡 浩

路線 番号	路線名	変更区間 区間番号	変更前 変更後	幅員 (m)	延長 (m)
14	北沢又・鎌田線	1890 1920	変更前	7.9	78.14
			変更後	7.9	78.14
54	御山・宮代線	730	変更前	10.0	171.3
			変更後	10.0	171.3
50385	鍋屋敷・田ノ神線	2	変更前	5.34	43.60
			変更後	5.34	43.60